

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県民の日常生活に不可欠な鉄道在来線の維持、確保及び活性化を図るため、鉄道在来線沿線の自治体等（以下「沿線団体等」という。）が行う鉄道在来線活性化事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、沿線団体等に対し、鉄道在来線活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において鉄道在来線とは、東日本旅客鉄道株式会社が青森県内で運営する鉄道路線のうち、新幹線鉄道に該当しない奥羽本線、大湊線、五能線、津軽線及び八戸線を指す。

2 この要綱において沿線団体等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 鉄道在来線の沿線に所在する市町村
- (2) 鉄道在来線の沿線に所在する市町村を中心に、鉄道在来線の利用促進等を目的として構成される協議会等

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鉄道在来線の利用促進等のために実施する調査、実証、機運醸成、情報発信等に要する経費（委託費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広報費、使用料、賃借料その他知事が特に必要と認める経費（国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を除く。））とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額又は250万円のいずれか低い額以内の額とする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施に伴う受益者負担金等の特定財源について、補助対象経費から控除すること。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、

経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延（事故）報告書（第6号様式）を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用が増した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用が増した財産について、財産管理台帳（第7号様式）その他関係書類を第12に規定する期間中、整備保管すること。

（交付決定）

第6 規則第6条の決定の通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）によるものとする。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、前項の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書（第9号様式）の提出により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

（状況報告）

第9 規則第10条の規定による報告は、知事の指示があったときに、速やかに事業遂行状況報告書（第10号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年4月20日のいずれか早い時期までに、事業完了（廃止）報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し及び財産管理台帳（第7号様式）

（処分の制限を受ける財産）

第11 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件

の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第 1 2 規則第 19 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

申請者
（住 所）
（沿線団体等の名称）
（代表者職・氏名）

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 交付申請書

令和6年度に実施する鉄道在来線活性化事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 千円

2 事業名

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

事業計画（実績）書

沿線団体等の名称 代表者職氏名		
担当者連絡先		郵便番号 住所 氏名 電話番号 メール
事業計画	交付対象事業名	
	実施場所	
	事業目的 及び内容	※事業内容は具体的に記載してください。
	スケジュール	※開始から終了までの流れがわかるよう、具体的に記載してください。
	事業に要する 経費	
交付申請額	(千円未満切り捨て)	
備考		

※市町村以外の場合、団体の概要がわかる書類（会則、構成員名簿、事業計画書、資金計画書等）を添付してください。

収支予算（精算）書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	内訳
補助金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	内訳
合計		

※ 申請した交付対象事業に係る収支見通しを記載してください。

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

補助事業者
(住 所)
(沿線団体等の名称)
(代表者職・氏名)

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け青鉄第 号で補助金の交付決定の通知を受けた鉄道在来線活性化事業の内容を下記のとおり変更したいので、令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

(注) 第2号様式及び第3号様式を添付すること。

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

補助事業者
(住 所)
(沿線団体等の名称)
(代表者職・氏名)

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青鉄第 号で補助金の交付決定の通知を受けた鉄道在来線活性化事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期日（廃止の時期）及びその時点における事業の内容

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

補助事業者
（住 所）
（沿線団体等の名称）
（代表者職・氏名）

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 事業遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け青鉄第 号で補助金の交付決定の通知を受けた鉄道在来線活性化事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金交付要綱第5第3号の規定により報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業に要した経費
- 4 遅延（事故）の内容及び原因
- 5 遅延（事故）に対する措置

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名・住所			
補助事業により 取得（効用が増 加した）財産の 内容	財産内容		
	取得（改良）年月日		
経費の負担	事業費（円）		
	負 担 区 分	県補助金（円）	
		自主財源（円）	
		その他（円）	
処分制限	耐用年数		
	処分制限年月日		
処分状況	承認年月日		
	処分の内容		
備考			

(交付決定団体)
沿線団体等名
所在地
代表者氏名

青森県知事 宮下 宗一郎

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請があった令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付対象は、令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった、鉄道在来線活性化事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 交付決定団体は、令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金交付要綱の規程を遵守しなければならない。

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

補助事業者
(住 所)
(沿線団体等の名称)
(代表者職・氏名)

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 交付申請取下書

令和 年 月 日付け青鉄第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金の交付の申請を下記の理由により取り下げます。

記

- 1 事業名
(交付決定額 千円)
- 2 取下げの理由

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

補助事業者
(住 所)
(沿線団体等の名称)
(代表者職・氏名)

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け青鉄第 号で補助金の交付決定の通知を受けた鉄道在来線活性化事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

第10号様式 別紙

1 団体名

2 事業名

3 着手年月日

4 完了（予定）年月日

5 事業の状況

<概要>

<予算執行状況>

単位 円

事業内容	総事業費	補助対象 経費 A	報告日現在 の進捗額 B	B/A	3月末日までの 進捗見込額 C	C/A

(注) 報告日現在の進捗額Bについては、報告日時点の支出済額を記載すること。なお、必要に応じて、事業の進捗を確認できる資料（任意様式）を求める場合がある。

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

補助事業者
(住 所)
(沿線団体等の名称)
(代表者職・氏名)

令和6年度青森県鉄道在来線活性化事業費補助金 事業完了（廃止）報告書

令和 年 月 日付け青鉄第 号で補助金の交付決定の通知を受けた鉄道在来線活性化事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実績
事業実績書（第2号様式）のとおり
- 3 収支実績
収支精算書（第3号様式）のとおり
- 4 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
補助対象経費に係る支払い証拠書類の写し
財産管理台帳（第7号様式）